

介護予防短期入所生活介護 重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとします。

また、事業の実施に当っては、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

2. 事業者の内容

(1) 事業所の名称等

事業所名 特別養護老人ホーム柳風園
指定番号 宮城県 第0471200246号
所在地 宮城県登米市津山町柳津字黄牛新山窪125番地
管理者の氏名 園長 後藤 光哉
電話番号 0225-68-2175 FAX番号 0225-68-2670
サービスを提供する地域 登米市内

(2) 事業所の従業者体制

職 種	従事するサービス種類、業務	人 員
管理者	業務の一元的な管理	1名 (常勤専従)
医師	健康管理及び療養上の指導	2名 (非常勤)
生活相談員	生活相談及び指導	1名 (常勤専従) 2名 (常勤兼務)
介護支援専門員	施設サービス計画の作成	1名 (常勤専従) 2名 (常勤兼務)
介護職員	介護業務	54名 (常勤専従) 1名 (常勤兼務) 1名 (非常勤専従)
看護職員	心身の健康管理、口腔衛生と機能のチェック及び指導、保健衛生管理	2名 (常勤専従) 2名 (常勤兼務)
管理栄養士	食事の献立作成、栄養計算、栄養指導等	1名 (常勤兼務)
機能訓練指導員	身体機能の向上・健康維持のための指導	2名 (常勤兼務)

(3) 設備の概要

- 定員 10名
- 居室 10室
- 共同生活室 1室

当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状の共同生活室を設けています。

- 洗面設備 10か所
居室ごとに洗面設備を設けています。
- 便所 4か所
共同生活室ごとに4か所ずつ便所を設けています。
- 浴室 2室
ユニットの浴室には一般浴槽を設け、特別浴室には要介助者のための特殊浴槽を設けています。
- 医務室 1室
利用者の診療・治療のために、医務室（医療法に規定する診療所）を設け、利用者を診療するために必要な医薬品及び医療器具を備えています。

3. サービスの内容

(1) 基本サービス

① 介護予防短期入所生活介護計画の立案

利用期間が4日間以上の場合、利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、介護予防短期入所生活介護計画を作成します。その内容を利用者及びその家族に説明し同意を得ます。

介護予防短期入所生活介護計画を作成した際は、当該計画を利用者に交付します。

② 食事

食事は利用者の摂取状況に合わせて調理します。

医師の指示による食事の提供を行います。

③ 入浴

週に2回入浴していただけます。ただし、利用者の体調等により、回数減又は清拭となる場合があります。

④ 介護

介護予防短期入所生活介護計画に沿った介護を行います。

- ・更衣、排泄、食事、入浴等の介助
- ・体位交換、シーツ交換、事業所内の移動の付添等

⑤ 機能訓練

日常生活動作の維持又は向上を日頃の生活の中で実施します。

⑥ 生活相談

生活相談員をはじめ従業者が、日常生活に関すること等の相談に応じます。

⑦ 健康管理

利用中の医療機関の受診は、基本的にご家族に対応いただきます。ただし、ご利用開始後必要に応じ、健康状態を把握するため、嘱託医へ外来し受診する場合がございます。

(2) その他のサービス

① 理美容

毎月、理美容の機会を設けておりますので、利用期間中に行われる場合で、ご希望の方は申出ください。（料金は理美容事業者へ直接お支払いいただきます。）

② 所持品の管理

保管できるスペースに限りがございますので、最小限にお願い致します。

③ レクリエーション

年間を通して事業所内外の交流会等の行事を行います。行事によっては別途参加費がかかるものがございます。(利用期間中に行われる場合)

4. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

□介護報酬告示額

(1) 基本料金 (1日あたり)

介護区分	利用料	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
要支援1	5,290円 (529単位)	529円	1,058円	1,587円
要支援2	6,560円 (656単位)	656円	1,312円	1,968円
(2) 加算料金等		利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
ア 送迎加算 (片道) (1回あたり)	1,840円 (184単位)	184円	368円	552円
イ サービス体制強化加算 (I) (1日あたり)	220円 (22単位)	22円	44円	66円
(3) 介護職員処遇改善加算 (I)		利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
合計単位数の14.0%		左記の1割	左記の2割	左記の3割

□その他の費用

(1) 食事の提供に要する費用

ア 基本料金 1日当り 1,445円

イ 入所・退所時等における食費の負担額

入所・退所の日においては、実際に摂った食ごとの料金とします。

(朝食420円、昼食523円、夕食502円)ただし、その額がアに定める負担限度額を下回った場合はその額とします。

なお、終日利用する場合には、特別な場合を除いて実際に摂った食数にかかわらず1日当りの額とします。(全ての食事を摂らない場合を除く。)

(2) 滞在に要する費用 ※令和6年8月から算定

ア 基本料金 入所・退所の時間にかかわらず1日あたり 2,066円

(3) 利用者が選定する特別な食事に関する費用の額

予め利用者の選択により外食、注文食、行事食など(1)に定める通常の食事の提供に要する費用の額では困難な食費の額については、通常の食費を控除した額を利用者が負担します。当該額は、提供ごとの食事の内容による価格とします。

(4) 理美容代 実費 (理美容事業者へ直接お支払いください。)

(5) その他

・利用者の嗜好品の購入、行事への参加費など諸々費用は実費 (販売事業者へ直接お支払いください。)

・サービス提供に関する記録の複写物に関する実費額は、1複写につき10円

5. サービス利用に当たっての留意事項

- ①利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業者にご一報ください。
- ②利用者は、事業所内の機械及び器具を利用される際、必ず従業者に声をかけてください。
- ③事業所内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮ください。
- ④従業者に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。

6. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回利用者及び従業者等の訓練を行います。

7. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨に従業者との雇用契約の内容としています。

10. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

11. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

12. 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室 窓口担当者：介護支援専門員 高橋 香菜

ご利用時間：月～金曜日 8時30分～17時30分

ご利用方法：電話 0225-68-2175

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

登米市福祉事務所長寿介護課

所在地：宮城県登米市南方町新高石浦130番地

電話番号：0220-58-5551 FAX番号：0220-58-3345

受付時間：8時30分～17時00分（土日、祝日を除く）

宮城県国民健康保険団体連合会介護保険課

所在地：宮城県仙台市青葉区上杉一丁目2番3号

電話番号：022-222-7700 FAX番号：022-222-7260

受付時間：8時30分～17時00分（土日、祝日を除く）

※苦情処理第三者委員

氏名 遠藤 音

住所 宮城県登米市津山町柳津字黄牛比良137番地

電話番号 0225-68-2102

公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。

1.3. 協力医療機関等

事業者は、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

・名称 登米市立豊里病院

・住所 宮城県登米市豊里町土手下74番地1

・協力歯科医療機関

・名称 津山歯科診療所

・住所 宮城県登米市津山町柳津字形沼150番地50

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

1.4. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご利用者様に生じた損害については、事業者は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用者様に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業者の損害賠償責任を減じさせていただきます。

1.5. 第三者評価の実施状況について

当事業所の第三者評価の実施状況は下記のとおりです。

実施の有無	なし
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

令和 年 月 日

指定介護予防短期入所生活介護サービスの開始に当り、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

<事業者>

所在地 宮城県登米市津山町柳津字黄牛新山窪 1 2 5 番地

事業所名 特別養護老人ホーム柳風園

管理者名 園長 後藤 光哉 印

説明者 印

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定介護予防短期入所生活介護サービスについて、重要事項説明を受け同意しました。

<利用者>

住所

氏名 印

<連帯保証人（身元引受人）>

住所

氏名 印（続柄 ）